

発災前における緊急通行車両等の手続及び留意事項について

香川県警察本部交通規制課

1 緊急交通路とは

災害対策基本法等に基づき、大規模災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の必要があると認めるときに、**緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限**する道路の区間又は区域を言います。

この場合、標識の設置又は警察官の現場指示により通行禁止等の規制を実施します。



緊急交通路を示す標識

2 緊急通行車両とは

緊急交通路を通行することができる車両です。

○ 道路交通法にいう緊急自動車（警察車両、消防車両等）及び、

○ 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両のうち、**緊急通行車両確認証明書**及び**緊急通行車両確認標章**の交付を受けた車両

を指します。



緊急通行車両確認標章

3 緊急通行車両確認標章の交付を受けることができる要件は

(1) **地方公共団体・指定行政機関・指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」と言います。）の保有車両**

（※指定行政機関等については、県警HPに掲載）

(2) **指定行政機関等との契約・協定等により、災害時に使用される予定のある車両**

法律の趣旨が、災害時に一般車両の通行を規制し、指定行政機関等の車両又は指定行政機関等と契約や協定等を結び、災害応急対策等の活動を行う必要のある会社、法人、団体等の車両に限定して通行を認めることにあるため、車検証の使用者欄が、指定行政機関等又は契約等を結んだ法人等である必要があります。

つまり、災害応急対策に使用する予定のある車両であっても、一般車両との区別が実質的に不可能である純粋な個人所有の車両については、原則、緊急通行車両の交付及び次に示す届出の対象とはなり得ませんのでご注意ください。

4 緊急通行車両確認標章の交付を受けるには

令和5年9月1日から、緊急通行車両の標章等が災害発生前に交付を受けることができるようになりました。

(1) 災害発生前における手続

ア 緊急通行車両の確認申出

警察署等に確認申出書と疎明資料等を提出→（審査）→標章・証明書の交付

イ 事前届出済証を交付済みの車両

警察署等に確認申出書と事前届出済証（疎明資料が必要な場合もあります。）を提出→標章・証明書交付

(2) 災害発生後における手続

発災前に手続し、標章・証明書の交付を受けた車両は、緊急交通路を通行することができます。「標章」を車両全部の見やすい位置に掲示し「緊急通行車両確認証明書」を携行してください。

ア 事前届出済証はあるが、標章・証明書の交付を受けていない車

警察署等に確認申出書と事前届出済証（疎明資料が必要な場合もあります。）を提出→標章・証明書交付

※災害発生時には、事前届出済車両に対する標章交付を優先して行います。

イ 未届の車両

警察署等に確認申出書と疎明書類等を提出→（審査）→標章・証明書交付

※発災後の手続・審査については、必要な書類の提出をお願いする場合があります。ほか、審査には相応の時間を要します。

5 緊急通行車両の確認に係る手続に必要な書類は

(1) 緊急通行車両確認申出書（県警HPからダウンロードできます。）

（申出書の記載例は、県警HPに掲載）

(2) 上申書（上記3の(1)に該当する指定行政機関等の車両は不要です。）

上申書に代えて、上記3の(1)に該当する指定行政機関等と締結した契約書・協定書等の写しでもかまいません。（上申書の記載例は、県警HPに掲載）

(3) 自動車検査証等

車検の有効期間内のものに限りします。

6 発災前における届出先や届出時間は

(1) 届出先

警察本部交通規制課

警察署交通課（自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署）

(2) 届出時間

月曜日～金曜日（12月29日～1月3日及び祝日は除く。）

午前8：30～午後5：15（届出から交付までには1～2週間ほど要します。）

7 標章・証明書が交付された後の手続は

届出をすれば警察本部で書面による審査を行い、標章・証明書を交付します。
大規模災害が発生し緊急交通路が指定された場合は、
標章を車両前面の見やすい場所に**掲示**し、証明書は
必ず**携帯**してください。

緊急交通路が設定された区間や区域では、検問所が
設置され、標章等の確認を行いますので、掲示した標
章や確認証明書を検問所の警察官に提示してください。



8 標章等を紛失したり破損した場合は

(1) 再交付の手続

紛失した場合は、警察署に紛失の届出をしてください。

緊急通行車両確認標章・証明再交付申出書（県警HPからダウンロードできます。）
に紛失した理由等を記入し、提出してください。**破損又は汚損した場合は、元の標章**
等は**返納**してください。

(2) 記載事項の変更

標章・証明書の交付後に記載事項の変更が生じた場合は、**緊急通行車両確認標章・**
証明記載事項変更申出書（県警HPからダウンロードできます。）を元の標章等とと
もに提出してください。

車両の買換え等で車を変更した場合は、新規に届出をしてください。

(3) 事前届出済証を紛失した場合

事前届出済証の再交付はできません。
緊急通行車両として新規に届出をする必要が
あります。紛失した理由を記載した理由書
を添付し、新規手続をしてください。

○年○月○日
香川県公安委員会殿
○○株式会社
代表取締役 ○○○○
理 由 書
この度、以下の車両の緊急通行車両事前届出 済証を紛失しましたので届出をします。 今後は管理を徹底し、紛失防止に努めます。
車両番号 香川○○○○

理由書の記載例

9 返納

- ・災害応急対策を実施するための車両
として使用されるものでなくなった場合
- ・標章・証明書の有効期限が過ぎた場合
- ・再交付を受けた場合において、亡失した
標章等を発見し、回復した場合

などには、速やかに最寄りの警察署又は警察本部交通規制課に**返納**し、必要に応じて
新たに届出をしてください。

10 届出や手続についてのお問い合わせは

警察本部交通規制課（087-833-0110）又は最寄りの警察署交通課へお願いします。
お問い合わせの時間等は

月曜日～金曜日（12月29日～1月3日及び祝日は除く。）

午前8：30～午後5：15

です。また、届出書類や手続、記載例等は、県警HPに掲載しています。（香川県警
察トップページ→各種申請・手続→緊急通行車両の手続）